川崎市における在日外国人施策と地域実践 多文化 共生の先進地域の成り立ちと現在

著者	元森 絵里子, 坂口 緑
雑誌名	明治学院大学社会学部付属研究所研究所年報 =
	Bulletin of Institute of Sociology and Social
	Work, Meiji Gakuin University
巻	50
ページ	167-183
発行年	2020-02-20
その他のタイトル	A Short History of City Administration and
	Social Movement for Foreign Residents in
	Kawasaki, A Multicultural Society: How Change
	Happened, Who Made It Happen and What Happened
	Next
URL	http://hdl.handle.net/10723/00003860

川崎市における在日外国人施策と地域実践 一多文化共生の先進地域の成り立ちと現在一

元 森 絵里子 · 坂 口 緑

はじめに

日本における在日外国人をめぐる「問題」は、 1990年の入管法改正を契機とする「外国人」層 の変化に伴い、いわゆるオールドカマーをめぐ る「在日韓国・朝鮮人問題 | から、ニューカマー、 さらにはLGBTsや障がい者なども広く包括す る「多文化共生」の地域づくりへと変化してき たといえる。その転換に、どのようなアクター がどのように関わってきたのか、「ダイバーシ ティ」がうたわれる現在、多文化共生施策はど うなっているのか。特別推進プロジェクトとし て川崎市を調査先に選定したチームは、このよ うな歴史的な変化に関する関心から、複数の自 治体の行政セクター及び市民セクターの関係者 に聞き取りを行ってきた。本稿では、そのうち、 神奈川県川崎市の在日外国人をめぐる運動と施 策の歴史を整理したい。

川崎市は、「多文化共生の先進地域」と見なされてきた。川崎市の在日外国人問題は、在日韓国・朝鮮人の制度的・社会的差別をめぐって、1970年代に日本人を含む市民運動によって活性化する。市側も、「川崎市在日外国人教育基本方針」(1986年制定、1998年改定)や、外国人市民代表者会議(1996年設置)を制度化してきたほか、児童館機能を併せもつ社会教育施設として川崎市ふれあい館を設立する(1988年)。このふれあい館を拠点に、ニューカマーの時代になっても多様な住民の包摂を目指す地域密着型の実

践や施策が続いている。

その様相は、これまで、関係者を中心に、ふ れあい館とその設立母体であり現指定管理者で ある社会福祉法人青丘社による市民運動と地域 実践が、市政をも動かしやがて多様な対象を包 摂していったという、成功物語として描かれ がちで(星野2005; 裵 2007; 伊藤 2007; 山田 2010; 三浦2013; 川崎市ふれあい館・桜本文化 センター編 2018など)、研究者によるレビュー も、これらの物語を前提としたものになりがち であった(高橋ほか 1996; 金侖貞2003, 2005; 加山 2007; 金兌 恩2012; 塚島2016ab; 脇阪 2016など)。この物語は事実と大きく異なって はいないが、川崎市の外国人施策については、 住民参加や地方自治ないし人権という文脈での 施策紹介や検証の一環として描かれてきたよう に(小宮山 1998; 長橋 2002; 中野 2007)、市側 の取り組みという側面も強い。多様なエスニシ ティや階層が見られるようになった外国人住民 層の変化や市政の動き、国の政策の詳細をも含 めて、多様なアクターの影響・並存関係などを 描く必要があるだろう。さらに、いわゆる革新 市政が終了した2001年以降、ヘイトスピーチ問 題の中心となる昨今に至るまでに、「多文化共 生の先進地域」がどう変化したのかについても、 検討されてしかるべきである。

以上のような問題関心に基づき、本稿は、執 筆者である元森・坂口を中心とする特別推進プ ロジェクトメンバーによる以下の関係者への聞き取りおよび収集資料をもとに、この間の川崎市の在日外国人問題と施策の展開を重層的に記述しようとするものである(表1)⁽¹⁾。

1 川崎市の概要

神奈川県北東部、横浜市と東京都に挟まれた150万都市川崎市は、南東から北西へ延長33.13kmという斜めに細長い市域を持つ。川崎駅南北の工業地帯であった南部の川崎区・幸区と、中部の中原区・高津区、北部の宮前区・多摩区・麻生区とは住民階層も文化的背景にも大きく異なり、調査中も「南北問題」という言葉をしばしば耳にした。出発点となる在日韓国・朝鮮人問題の舞台となるのは、南部の川崎区から幸区にかけてである⁽²⁾。

川崎市が誕生したのは1924年、現市域が確定したのが1939年である。南部では市制施行前の明治末から、臨海部に日本鋼管(現JFEスチール)や鈴木商店(現味の素)川崎工場が設立されるなど、工業化が進む。朝鮮人は、1910年代に

は川崎に住んでいたといい、1920年代半ば以降 は、道路・鉄道敷設、1937年の日中戦争開戦 以降は軍需産業への労働力需要のため多く流入 し、集住していった(三国 1999)。

戦後、朝鮮戦争の勃発で帰国できなくなった 朝鮮人が全国から工業地帯に集まる形で、桜本、 大島、浜町、池上町など(以上4町をあわせて 「おおひん地区」としばしば呼ばれる)に集住す るようになる。やがて公害問題の渦中となり、 その中から1971年「青い空 白い雲」を掲げた 革新系の伊藤三郎市長が当選する(~1989年)。 1972年に政令都市となり、平成に入っても高橋 清市長(1989~2001)が就任するなど、革新市政 が30年近く続くことになる。在日韓国・朝鮮人 問題が市民運動化し、市の施策として取り入れ られる外国人市民関連の要望も増え、「多文化 共生のまち」が形成されていくのはこの時期で ある。

以下では、①伊藤三郎市長時代と重なる在日韓国・朝鮮人の人権・教育問題が市民運動によって提起され市がそれに呼応していった時代

表 1 聞き取り調査先一覧

2018/2/28	神奈川県立地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)聞き取り(神奈川県の外国人市民の現状と活動の
	概要について)

^{| 2018/9/10} 川崎市ふれあい館・青丘社A氏聞き取り(活動の経緯と現状について)

出典:筆者作成

^{2018/9/10} 川崎市市民文化局人権・男女共同参画室外国人市民施策担当聞き取り(各政策の経緯と現状について)

^{2018/11/19} 元川崎市職員B氏聞き取り(1996外国人市民会議制定経緯について)

^{2018/12/13} 元校長・市教育委員会指導主事 C 氏聞き取り(1998外国人教育方針改定経緯について)

^{2019/4/17} 川崎市外国人市民施策担当専門調査員D氏聞き取り(2015多文化共生社会推進指針改訂について)

^{2019/4/26} 川崎地方自治研究センター研究員 F.氏聞き取り(革新自治体の影響について)

^{2019/5/26} 川崎市ふれあい館職員F氏聞き取り(ニューカマー支援と現状について)

^{2019/7/12} 元市教組役員・元ふれあい館職員 G 氏聞き取り (1980年代の教組・市・ふれあい館の関係について)

^{2019/7/26} 川崎市国際交流センター職員聞き取り(在日外国人施策・実践の現状について)

^{2019/7/26} 川崎市教育委員会指導課特別支援教育担当電話聞き取り(児童支援コーディネーター制度概要および 外国ルーツの児童生徒支援の現状について)

^{2019/7/29} 元川崎市教員組合役員 H 氏聞き取り(教育現場および教組の関わりについて)

^{2019/9/24} 川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室/川崎区役所地域みまもり支援センター地域ケア推進課電話問き取り(川崎市地域包括ケアにおける外国人支援の位置づけについて確認)

(1970~1980年代)、②高橋清市長時代と重なるニューカマーが増加し多文化共生を掲げるようになっていく時代(1990~2000年代前半)、③市政が変わり1990年代の遺産が潰え新たな課題が見えてくる時代(2000年代後半~現在)の3期に分けて、川崎市の在日外国人問題・運動の軌跡を整理していく。

なお、戦後日本における在日韓国・朝鮮人問 題は、日本国籍剥奪から朝鮮戦争へという苦難 のなかで、在日本朝鮮人総連合会(総連)と在日 本大韓民国民団(民団)に分裂しつつ、将来的な 帰国を前提として日本政府に対する闘争を繰り 広げた在日一世の時代から始まる。20世紀末以 降、一世の苦労が語られ聞き取られるようにな るが、ポストコロニアルな政治経済体制が確立 されていく中で、政治闘争の歴史とは別に、貧 困と無教育状況に置かれた一世が多くいたと推 測されている。川崎市において、一世の時代は 積極的には物語化されていないが、朝鮮学校閉 鎖命令後、1949年から1966年まで川崎市立小学 校の分校として公立朝鮮学校が2校存在してい たほか(マキー 2012)、多くの在日韓国・朝鮮 人ががおおひん地区で商工業に従事し、日本社 会からの批判的なまなざしにもさらされつつ、 「不良住宅」に住んでいたことが明らかにされ ている(樋口雄一 2000)。

2 1970~1980年代―地域実践と差別闘争の時代

(1) 二世の差別闘争と地域での活動の交錯

一般に、川崎市の在日韓国朝鮮人運動の歴史は、川崎市桜本にある在日大韓基督教会川崎教会が、1969年桜本保育園を無認可保育園として設立したところから説き起こされる。これは、在日韓国・朝鮮人のみを対象としたものではなく、生活困難層の多い同地域全般を対象としたものであったという。1973年に社会福祉法人青

丘社設立、1974年に保育園は社会福祉法人青丘 社桜本保育園となる(川崎市ふれあい館・桜本 文化センター編 2018:77)。

当時、戦中戦後生まれの日本で教育を受けた 在日二世が親になる時代となっていた。社会保 障や就業のすべてに国籍条項がある時代に、自 分たちのような子ども時代を子どもたちには送 らせたくないという二世の思いが高まっていた という(A氏聞き取りより)。

全国的な差別闘争を牽引した運動が、日立就 職裁判闘争である。1970年に発生した在日韓国 人二世青年の就職差別事件をめぐって、川崎教 会の李仁夏牧師(一世)と、二世の裵重度氏ら若 手メンバーが、全国運動やキリスト教の世界的 ネットワークとも繋がりながら支援を行い始め る。これに保育園の親たちも協力し、二世のな かで「在日の新しい運動 | になっていく(A氏 聞き取りより)(3)。さらに、ベトナムに平和を! 市民連合(ベ平連)のビラまき中に原告本人か ら相談された慶應大生4名が合流し、神奈川大 学の梶村秀樹研究室(朝鮮史)の学童保育ボラン ティアの大学生たちも参加することになる(B 氏聞き取りより)。こうして、在日二世と日本 人の若者の、現在にまでつながる連携のもとに、 差別闘争が盛り上がっていく。当時、差別闘争 をともに闘ったのは、日本人と韓国・朝鮮人が 半々くらいで30代くらいの若い人が中心であっ たという(B氏聞き取りより)。日立闘争の裁判 は、1974年に原告勝訴で結審しているが、運動 側は1974年、市営住宅入居資格の国籍条項撤廃 および児童手当の全面支給を求める要望書を市 に提出し、翌年それらが承認されるなどの成果 を出している。このような運動はやがて全国的 な指紋押捺拒否闘争を展開するなど、生活全般 の差別闘争へと展開していく。

同時期、桜本保育園は、「民族差別が生み出 す地域の実態を受け止める保育内容」である「民 族保育」を模索し始める(川崎市ふれあい館・ 桜本文化センター編 2018:77)。子どもたちの 小学校進学に伴い、本名宣言などの実践も行わ れる。差別に負けず本名を名乗って生きていこ うという二世の思いが生活における承認闘争へ と結びついていく。その間、青丘社は、1976年 には市内初の民間委託の学童保育事業である学 童保育ロバの会を立ち上げるなど(川崎市ふれ あい館・桜本文化センター編 2018:88)、地域 に根差した活動の多角化を図る。こうして、全 国的な差別闘争と地域に根差した実践が密接に 絡み合いながら、一世の時代の総連・民団の政 治運動から距離をとった生活運動(B氏聞き取 りより)が展開されていく(4)。

(2) 革新市政による呼応と職員制度改革

市側は、このような動きに迅速に対応する。 前述のとおり、1971年には、日本社会党と日本 共産党が協力し革新政権を目指そうとしたいわ ゆる社共共闘に加え、公害問題を背景に「青い 空 白い雲」を掲げて住民の支持を得た伊藤三 郎氏が市長となっている。市営住宅入居資格と 児童手当については、要望書提出の翌年に国籍 条項撤廃を実施、1985年には、市長が「法も規 則も人間愛を超えるものではない」という名言 を残して、「指紋押捺拒否者告発せず」という 決定を下すなど、迅速な対応で他の自治体に先 駆けて差別撤廃を実施し、全国の流れを先導し ていった。

ただし、この時期の川崎市の対応の早さについては、市民運動が市を動かしたとのみ見るのは早計なようだ。伊藤市長は川崎市職員組合(現川崎市職員労働組合(市職労))の委員長経験者であり、第二次世界大戦では南方への従軍経験もあって平和問題や外国人問題への意識が高かったという(E氏聞き取りより)。臨海工場地帯の財政的豊かさとその裏の公害問題・労働

者問題という構図を背景に当選し、「住民の福祉・人権に手厚い」を掲げた市政にとって、差別は放置できない問題であり、住民の要望に対してもそれをすっと受け入れてきた(C氏・E氏聞き取りより)。何より、1975年には長洲一二神奈川県知事(~1995年)が登場しており、高度経済成長がもたらした社会問題への批判的世論を後押しとした革新自治体が相次いだ時代であった(岡田 2016)。川崎が切り拓けば、他市が追従する見込みがあったと考えられる(D氏聞き取りより)。実際、1979年に国連人権規約批准発効、1980年には国レベルでの国民年金、公営住宅、児童手当等の国籍条項撤廃が決定している。革新市政において、市長は「市民」の敵ではなく、始めから志を共有できる存在であった。

なお、伊藤市長誕生当初は、支援した川崎市職員組合等関係者も「権力は権力」という警戒もあり政策形成にコミットせず、市長のトップダウン型であったという。ただし、在日外国人問題については、市職員の側においても、指紋をとる立場である市職員が自分たちの問題として引き受けていった(E氏聞き取りより)。こうして、市民運動が民族闘争的なものから、市職員労働組合も協働したものに変わっていった(「高橋市政が川崎に残したもの」編纂委員会編2017:152)。

そして、伊藤市長下に、市職員からボトムアップ型の政策形成が準備されていく。まず、政令指定都市化による大量採用期に「学生運動上がり」の若者が市役所職員として採用され(E氏聞き取りより)、市と市民運動が人を共有するに至る。さらに、学識経験者であった長洲県知事が、職員研修制度を改革し、自治総合研究所を設立して職員に研究・政策提言をさせる方式を推進する流れのなかで、川崎市も1985年に一般社団法人川崎地方自治研究センター(自治研センター)を設立する。元より労組と市長の関

係もよく、ボトムアップ型の職員による政策提 案が通りやすい時代となっていく。

(3) 差別の行政責任追及と教育行政の呼応

差別闘争を進める市民運動は、地域での活動 から見える限界に直面し、差別の行政責任を追 及していくようになる。例えば、桜本保育園に おいて「民族保育」を掲げ本名宣言をしていて も、学齢が進むにつれて通名に戻す子たちも少 なくなかった。学歴社会化が進む日本のなかで、 青丘社の活動は、高校進学を控えた生徒に対す る学習支援にも及ぶが、「高校に行ってもしょ うがない」というあきらめが支配し、苦労して 高校に入学させても卒業後の進路に限りがある 現実のなかすぐに中退してしまうという、虚し さを感じながらの活動が続く(A氏聞き取りよ り)。そのなかで、差別発言させない空間をつ くるために、差別の行政責任を追及する方向へ と進むメンバーが現れ、1986年には民族差別と 闘う連絡協議会(民闘連)が結成される。特に中 心的な主題となったのは、学校教育における差 別撤廃である。

遡って1982年6月、親、青年、教員によって、 川崎在日韓国・朝鮮人教育をすすめる会が結成 され、差別を認め学校教育で取り組むよう訴え る活動を開始する。本会は、同年7月24日に市 教育委員会に「日本の学校に在籍する在日韓国・ 朝鮮人生徒に関する要望書」を提出する(星野 2005:60)。

学校現場や現場出身者の教育委員会職員には、人権教育に取り組んできたのであるから、差別はありえないという見解が支配し、差別があると認めることへの抵抗感があったと複数の関係者が証言している(星野 2005:94-98; B氏・G氏聞き取りより)。ただ、校長会などから明確な反対があったわけではなく(G氏聞き取りより)、現場で教育に取り組む者の率直な反応

であったとも考えられる。

そもそも、五十五年体制下の川崎市教職員組合(川教組)の主戦場は賃金と政策であり(川崎市教職員組合編 1998; G氏間き取りより)、同時期の県や市の教育政策も、高津区(現宮前区の区域)で起きた金属バット殺人事件(1980年)や、隣接する横浜市の浮浪者襲撃殺人事件(1982~1983年)、いじめや非行などの「教育荒廃」の社会問題化を受けての「下からの、市民合意の教育改革運動」に重点があった。川崎南部の一部の問題にすぎないとも見える在日韓国・朝鮮人問題は、公的な議題に上っていなかったといえる(5)。いじめや非行は取り組むべき課題でも、民族差別はあるはずのない問題という当時の教育現場のリアリティがうかがえる。

ここで教育現場と市と運動側の架け橋となったのが、学校教育ではなく、教育委員会の「社会教育畑」に属する市職員たちである。当時の岩淵英之教育長は社会教育出身であり、実際に校長会を説得する役割を遂行したのも、当時、川崎市教育委員会で社会教育を担当していた星野修美氏らだった(星野 2005)。出稼ぎ労働者や在日外国人や同和地区を含む貧困者集住地域を抱えてきた川崎市において、社会教育担当職員は、住民に社会への批判的視点を啓蒙する任を担いつつ、実際に差別や生活に困っている人がいれば手弁当で駆けつけて支援をする土壌があった(C氏・E氏聞き取りより)。

1983年11月1日、教育委員会が差別の存在を 認める「川崎市における在日韓国・朝鮮人教育 をすすめるための基本認識」を発表し、学校教 育も動き出す。月1回の交渉に加えて学習会方 式を採用して2年半粘り強く対話を進め(A氏 聞き取りより)、1986年3月25日、教育委員会 による「川崎市在日外国人教育基本方針―主と して在日韓国・朝鮮人教育」が出され、在日韓 国・朝鮮人問題に学校教育現場が取り組むこと が公式の制度のなかに取り入れられることになる。この外国人教育方針が、川崎市の動きの1つの大きな成果である⁽⁶⁾。

1984年からは、おおひん地区の桜本中・桜本小・東桜本小が「ふれあい教育」実践校になり⁽⁷⁾、在日韓国・朝鮮人児童と日本人児童が歴史や文化を学び合う体制ができていく。社会教育でも歴史教育講座などが頻繁に開かれるようになった(星野2005:115-117)。また、1993年には『かわさき外国人教育推進資料Q&Aともに生きる』が初めて作成されている(川崎市総合教育センター 2017:1)。

(4) 地域拠点の設立要請と教育行政の呼応

もう1つの成果が、市社会教育施設としての ふれあい館の設立である。民闘連の差別闘争と 人は重なりつつ、地域の実践を続ける青丘社は、 在日外国人の人権問題をテーマとする地域の活 動の拠点の必要性を行政に訴え始める。

1982年9月に青丘社から市長に、青少年会館 設立統一要望書が提出される。1983年2月に、 民生局青少年課と青丘社でプロジェクトチーム が編成される。1984年6月1日には第二次統一 要望書が提出され、教育委員会、民生局、市民 局、企画調整局の課長レベルのプロジェクト チームが編成される。1985年8月30日の「(仮称) 桜本ふれあい社会館に関わる討議経過まとめ」 (試案)と同年3月の『川崎市桜本地区〈川崎南 部〉青少年問題調査研究報告書(1)』で、民生 局所管の「こども文化センター」(児童館機能) と、教育委員会所管の在日韓国・朝鮮人の人権 問題克服をテーマとした「ふれあい館」(社会 教育施設)の合体施設を公設民営で設立すると いう庁内共通了解へ到達する(星野 2005:140-148;川崎市ふれあい館・桜本文化センター編 2018:80-87)(8)

ところが、青丘社への委託では、地域の社会

教育施設ではなく韓国・朝鮮人のための施設になるなどと、地元住民からの猛烈な反対を受ける(星野 2005:153,172)。そこで日本人にも開かれた施設である旨等、市職員が粘り強く説得し、ついに地域住民・青丘社・川崎市の三者が合意に到達(星野 2005:151-174)、1988年3月「川崎市ふれあい館・桜本こども文化センター条例」が制定され、同年6月14日に開館にこぎつけている。

行政の所管は、こども文化センター部分は教育委員会、ふれあい館部分は民生局(現健康福祉局)である。地域住民への説得の要素もあり、最初の2年間は、館長として市教育委員会課長待遇の江頭秀夫氏が就任する。抜擢の経緯は不明だが、伊藤市長の鶴の一声であったという(星野 2005; G氏聞き取りより)。3年目からは、青丘社の職員へと館長が受け渡されている。

こうしてふれあい館は、日本人と在日韓国・朝鮮人、子どもからお年寄りまで、幅広い市民を包摂する地域施設として定着し、「おおひん地区まちづくり協議会」の事務局になるなど(1991年~)、おおひん地区まちづくりという芽も広がっていった(川崎市ふれあい館・桜本文化センター編 2018:156-157)。

このように、いくつかの時代の潮流のなかで、 人レベルでは重なり合う様々なアクターが協働 し、川崎市の在日韓国・朝鮮人施策はできあがっ てきた。それは、"在日韓国・朝鮮人問題に関 する市民運動に市政が応答した"というよりは、 革新市政とも連動した同時代的な意識転換のな かで同時多発的に生じたものにも見える。

- 3 1990~2000年代前半―ニューカマー支援 と市主導・参加型の外国人施策の時代
- (1) ふれあい館の実践主義としてのニューカ マー支援

地域に根差した青丘社・ふれあい館の活動

は、在日韓国・朝鮮人の子どもたちによるケナ リクラブ活動など児童館機能、開館当初よりの 識字学級などの社会教育機能にとどまらず、近 隣で入所を断られて桜本保育園や学童保育ロバ の会に助けを求めた障がい児家庭の存在から発 した障がい児・者支援や、識字学級参加の一世 の問題に対応した高齢者福祉手当をめぐる闘争 (1994年川崎市外国人高齢者福祉手当が実現)、 高齢者サークル「トラヂの会」設立(1997年)な どへと多角的に展開していく(川崎市ふれあい 館・桜本文化センター編 2018:142,158-159)。 また、在日外国人の教育という視点でも、近隣 の桜本小学校・東桜本小学校・桜本中学校との 連携はもちろん、他地域への発信のための学校 訪問事業(1995年)へと展開し、社会教育講座も 充実させていった(川崎市ふれあい館・桜本文 化センター編 2018:91-92)。

ただ、在日外国人の生活上の課題という点で は、ふれあい館開館の1988年はすでに在日韓 国・朝鮮人は三世の時代になっている。ダブル や日本籍の子どもたちが増えていくなか、本名 宣言に象徴される二世時代の実践とは異なる問 題が浮上する。加えて、いわゆるニューカマー 外国人の時代となる。川崎市でニューカマーの 外国人人口の増加が見られるようになったの は、1980年代後半のことである。川崎市南部で も、駅前飲食店と臨海コンビナート地域に目に 見えてフィリピン人が増えてきたという(A氏 聞き取りより)。このような地域内では日本語 を使わずに就労できてしまうため、渡日して日 が浅く一般生活に課題を抱えた外国人も移り住 んでくる。また、日本人男性と結婚して日本国 籍の子どもを育てる外国人女性も増え、「妻= 母」が子育てを任されてしまう日本社会の慣行 のなかで、特に学校との間でトラブルを抱える 家庭が目立つようになる。

こうして、川崎市南部では、「地域の課題」

としてフィリピン人の子どもの支援が浮上してくることになる⁽⁹⁾。地域に根差した実践主義をとるふれあい館は、1990年代後半から、当事者であるフィリピン人をスタッフに雇い、在日韓国・朝鮮人の支援の経験を生かして当事者サークルなどを組織していく。その過程でそれまでの経験が役に立たない局面も出てくる中で、ふれあい館の実践が変わってきたという(原2018; A氏聞き取りより)。

2000年代になると、子どもの進学相談が増えると同時に、フィリピン人二世が高校進学をあきらめる事例が目につくようになり、2004年にこども文化センター事業として「外国につながる中高生サポート」を開始(2008年に「外国につながる中高生学習サポート」に拡充)したほか、同時期に川崎市地域日本語教育推進協議会などとの連携を強めている(川崎市ふれあい館・桜本文化センター編 2018:104)。

日本社会が在日韓国・朝鮮人に向きあっていれば、ニューカマーで同じような問題が繰り返されなかったのではないかという思いから、ふれあい館は、「多文化社会を築くために在日コリアンが中心となって、新しく国境を越えてきた人の社会参加を進める」という新しい「理屈」を組み直していった(A氏聞き取りより)。ここに、在日韓国・朝鮮人支援から多文化共生へという実践上の理念の転換が行われたことがうかがえる。

(2) 有識者主導の市の「外国人市民」参画の 理想

川崎市の側も、ニューカマーに対応した施策を打ち始める。市政では、1989年、元教頭・教員組合委員長の高橋清市長が誕生している。ここで、伊藤市長時代に種がまかれた職員の提案を重視するボトムアップ型の政策提案体制が花開くと同時に、子息の高橋進東京大学教授(当

時)がすでに伊藤市長時代から自治研センター の講座などに深く関わってきたこともあり、外 部有識者が市政に関与する時代となる。

外国人問題では、在日韓国朝鮮人とのみ団 交型のスタイルで向き合う時代が終わったと 自覚されつつあるなか、篠原一、仲井斌、宮 島喬といった高名な政治学者や社会学者たち が参与し、外国人の市政参画の理想を実現し ようと動き始める(川崎市市民文化局人権・ 男女共同参画室聞き取りより)。1990年、川 崎市による初めての外国人施策の総合的な指 針である「24項目の検討課題」が提起され た(10)。1992年、外国人市民施策調査研究委 員会が組織され、「53項目の提言」を提出す る。1993年に「川崎市外国籍市民意識実態調 査(アンケート)」、翌年に「川崎市外国籍市民 意識実態調査(インタビュー) | がなされてい る。このような提起を受けて、1996年には市 職員採用における国籍要件の撤廃が実現した ほか、外国人市民代表者会議が条例設置され る(11)。

1970、80年代以来、粘り強く進められてきた 在日韓国・朝鮮人に発する差別闘争は、各種国 籍条項の撤廃を一つずつ実現していこうとして いた。その先には外国人参政権の実現をとい う理想が共有されていた(樋口直人 2000;加藤 2006)。外国人市民代表者会議は、その途上の 試みであった。

この外国人市民代表者会議は、18歳以上の26名定員の外国籍市民で構成され(2年任期)⁽¹²⁾、市長の諮問に答申するのではなく、テーマ自体をメンバーで設定して議会形式で議論することになっている(年8回開催)。結果は市長に報告され、提言も可能である(1、2期は頻繁に提言がされたが、3期以降は議論を重ねて2年目にまとめて提言することが慣例化している)。市長はさらにそれを市議会に報告し、市

議会に代表者会議メンバーが参考人として呼ばれることが暗黙の了解となっている。当初は当事者の視点に立った目新しい提言が次々出され、前述のように市職員も提案を自ら出せる時代であったため、部局間で融通しあい、提言への応答もしやすかった。代表者会議自体が住民自治の思想の体現であり、もともとは外国人参政権実現までの暫定的な措置という位置づけだったため、将来的には会議代表者は外国籍市民による選挙で選ぶようにすることまで議論されていたという(川崎市市民文化局人権・男女共同参画室聞き取りより)(13)。

(3) 在日外国人教育基本方針の「多文化共生」 への改定

この外国人市民代表者会議設置に象徴される ニューカマーの時代の自覚は、1998年の外国人 教育基本方針の改定へとつながっていく。改定 の趣旨は、「川崎市在日外国人教育基本方針一 多文化共生の社会を目指して」という副題の変 更に現れている。この改定は、制定時とは異な り、市からの提案であったという。

代替わりした教育委員会社会教育担当の職員がふれあい館にも説明に行き、「在日韓国・朝鮮人」という文言を副題から外すことについて了解を得ている(C氏聞き取りより)。改訂版教育方針には、「多文化共生」という日本人を含む概念と「外国人市民施策」という代表者会議との関連をうかがわせる語が併存しており、当時の状況をうかがわせる。国際人権規約(1976年発効、日本は1979年批准)が引用されており、在日韓国・朝鮮人の差別問題とは異なる方向性から正統性を担保しているといえよう(14)。

市教育委員会は改定に併せて、『かわさき外国人教育推進資料Q&Aともに生きる』の改訂版(1998年)を作成している。1997年からは、ふれあい館の独自事業を拡張・制度化した民族文

化講師ふれあい事業を市が設置しており、公的 に学校教育で多文化共生教育を行っていくこと が明示された。

このころから市教職員組合も外国人問題に関わり始める。川教組は運動方針に、1992年に「多様と共生」を、1993年に「子どもの人権」を掲げるが、外国人問題に明確に関わった最初の事例は、1995年の各種学校卒業生に対する市立看護短大受験資格問題であったという(日氏聞き取りより)。1997年からようやく外国籍の子どもの問題が川教組の公式イシューとなり、外国人教育検討委員会に川教組からも参与し(外国人教育検討委員会 発行年不明)、教育基本方針と「ともに生きる」の改訂版の作成に関与している(川崎市教職員組合編 1998: 73-74)。

当時、国連子どもの権利条約の批准(1994年)を視野に、教員であった市長と教育委員会、教職員組合が協働する形で、子どもの権利条例制定が検討されていた。その「子どもの権利」に、外国籍の子どもの問題も人権問題の1項目として含まれてくるのである。ただ子どもの権利と同一のメンバーが、市よりの呼びかけで外国人教育施策に関与するものの、外国人問題は川崎市南部の桜本付近の固有の問題という意識も強く、「子どもの人権と外国人教育は別の問題」(H氏聞き取りより)と考えていたと見受けられる。

(4) ニューカマー支援としての日本語講座と 相談窓口

川崎市の外国人市民施策としては、国際交流センターもまた重要な拠点のひとつである。1994年、川崎市は法政大学から譲り受けた中原区の土地に川崎市国際交流センターを設立した。国際交流センターの運営を現在も担う、公益財団法人川崎市国際交流協会は1989年に設立され、姉妹都市交流を中心とする市民の国際交流を促進させることを目的としていた。そのよ

うな国際化の時代にあって、川崎市の国際交流 センターはいち早くニューカマー支援を展開 し、開館当時から現在まで、充実した日本語講 座および外国人窓口相談を実施している^(15,16)。

川崎市の識字・日本語学習活動の歴史は古 く、工場で働く勤労青年等を対象とする社会教 育実践として展開されてきた。1982年には中原 市民館で中学校を卒業していない人を対象に夜 間学級が、また中学校を卒業した人を対象に社 会人学級がそれぞれ開設された⁽¹⁷⁾。1984年に はカンボジア難民の要請に応じて、夜間学級や 社会人学級の国語科とは別に日本語学習のため の「国語Ⅱ科」が設置された。1986年これが日 本語科に改称され、国際識字年だった1990年に、 夜間の識字学級として独立した。1995年までに 川崎市内7区すべての市民館で識字学級が開設 されるようになった。このように、各地でそれ ぞれの方法で実施されていた川崎市の識字・日 本語学習活動の方向性をまとめ、日本語指導の 担当者やボランティアの間の共通理解をはかる ため、2003年、川崎市地域日本語教育推進協議 会と川崎市教育委員会は「川崎市識字・日本 語学習活動の指針」を発行している(川崎市地 域日本語教育推進協議会・川崎市教育委員会 2003)

国際交流センターでの日本語講座は、必要な 研修を受けたボランティア講師によって質の高 い内容が提供されてきた。講師となる資格を有 するのは、大学で日本語を専攻した者、日本語 教師の資格をもつ者、外部研修期間で420時間 の教師トレーニングを受けている者、もしくは 市民館での講師経験が一定期間以上ある者のいずれかである。さらに、日本語の知識だけでは なく、川崎市内での生活情報を提供することが 望まれるため、講師希望者には『川崎の生活に 即して』というテキストを用いた20時間の事前 研修が課されるなどの仕組みが維持されてきた

(川崎市国際交流センター聞き取りより)。

外国人窓口相談事業としては、1994年のセンター開館当時から、対面での相談窓口を開設するとの方針のもと、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、やさしい日本語に堪能なネイティブ等の嘱託職員を配置し、外国人からの日常生活等に応じている(川崎市国際交流センター聞き取りより)。30年以上前から、外国人市民を対象に総合相談窓口を設置していたという点において、この事業もまた多文化共生施策として先進的な取り組みだったといえる。

(5) 革新市政の終焉

以上のように、"ニューカマーの時代になり、 川崎は多文化共生の先進地域になった"と見え る変化は、地方自治・市民参画の理想に支えら れた市政の動きと、現場の現実への応答とが絡 み合ったものだと見える。

ただしそれがどこまで広がりや恒常性を持ったものであったかは検証が必要であろう。教組の対応に見られるように、多様な外国人市民の問題を積極的に引き受けた人ばかりではなかった点も重要であろう。外国人市民代表者会議も、最初の数期は順調だったが、その後は運営が難しいという指摘もある。日本語力の問題や、2年で議論が深まらない、毎期同じ議論が繰り返されてしまうなど、市民参画の限界があるようである(加藤 2006;中野 2007; E氏聞き取りより)。

何より重要なのは、革新市政の終焉である。 2001年、元自治官僚である阿部孝夫市長が誕生 し、行財政改革を断行する。高橋市長時代の職 員研修・提案制度が解体され、頻繁で広範囲な 職員の人事異動により、1980、90年代の各種施 策を牽引した社会教育や市民局などのような 「畑」を持つことが難しくなる。職員研修制度 も大幅に縮小され、評価文化が定着し、市役所 職員の課題発見・提案文化が消滅したという声 もある(E氏聞き取りより)。

それでも、2000年代前半は、1990年代までの蓄積で施策や実践が展開し続けたようだ。市役所では、高橋市長時代に準備された日本初の子どもの権利条例や人権オンブスパーソン制度が制定されるなど(2000年)、1990年代までの勢いは続いている。多文化共生施策も、外部有識者体制が機能している間に、2005年、宮島喬立教大教授(当時)委員長のもとで「川崎市多文化共生社会推進指針」が策定されている。ふれあい館も、民営化の趨勢のなかで、2003年に近隣4校のわくわくプラザ事業(児童放課後健全育成事業)を受託し、2006年のふれあい館・桜本こども文化センターの指定管理者制度への移行を機に、公募による管理者指定を受ける形で、活動を多角化させている。

4 2000年代後半〜現在―川崎の現状と課題

(1) 対抗型運動と参加という理念の隘路

1980、90年代の余力が尽きた2000年代後半以降に目を向けると、川崎が「多文化共生の先進地域」かどうかは再評価が必要であろう。川崎市では、青丘社やふれあい館に集った人々の地域に根ざした実践や差別闘争に発する市民運動からの市政への働きかけ、さらには2代に渡る革新市政下の市長からのトップダウンと市職員からのボトムアップの施策等が、人の重なりやつながりにも支えられながら循環し重層するなかで、多文化共生の先進地域と呼べる施設や制度がつくられてきた。

しかし、外国人市民代表者会議は地方参政権につながらず、市民参画の理念の実効性も問われている⁽¹⁸⁾。「川崎市在日外国人教育基本方針」も現在の市役所や学校現場でどこまで利用されているかは心もとない。「川崎市多文化共生社

会推進指針」も必ずしも具体的な施策に結びつくものではない。理念的な制度や条例、方針・ 指針が実現した先が問われている。

さらに、革新市政も終わり、関係者の世代も変わってきている。2010年代に入り、市民側と市側で重なりつつ1980、90年代の熱気を支えた世代の下限ともいえる学生運動からやや下の世代も、次々と退職年齢を迎えている。川崎市のキーパーソンにその下の世代は少なく、さらに下の団塊ジュニア世代は、対抗型運動で制度的な制約・差別を撤廃し理念法を策定しても、実効性が伴いにくく、社会を変えていくことが難しい点を、実感をもって指摘している(D氏・F氏聞き取りより)。特に、川崎市は、ヘイトスピーチ、ヘイトデモのターゲットとなっている。いわゆる右派が「対抗」「運動」的な手法を使うに至り、旧来の図式を乗り越える必要が自覚されている。

(2) 従来型支援の手詰まり感

川崎市には2019年6月末現在、43,969人の外国人が在住している。国籍・地域別では、中国が15,931人でもっとも多く、次いで韓国・朝鮮8,244人、フィリピン4,504人、ベトナム3,759人、ネパール1,411人、インド1,206人、台湾1,152人と続き、市内の外国人人口は増加傾向にある(19)。続々と増えるニューカマーの支援では川崎は先進的とは言い難い。ニューカマー集住自治体などのほうが、具体的な教育支援なども進んでいる(20)。2001年に浜松市が呼びかけて以降、外国人集住都市会議が毎年開催されるなど、情報共有も進んでいる。

2006年に指定管理者制度が導入されてからも、川崎市国際交流協会がセンターの主な運営事業者として川崎市内の国際交流事業を担ってきた⁽²¹⁾。ただし近年、センターはいくつかの課題に直面している。もっとも深刻なのは、外

国人同士のコミュニティづくりの困難さである。センターで開催される年3学期制の日本語講座には、日本語初心者の成人が多く通ってくる。以前であれば昼間の講座のあと、ランチを一緒にとったりおしゃべりをしたりして交流を深めている様子が見受けられたが、近年では授業が終わるとすぐに散り散りとなり受講者同士の横のつながりができにくい。また全体として、日本語が少し上達すると受講を中断し仕事に就く傾向が見られ、講座を継続しようとする人は全体の2割程度にとどまっている(川崎市国際交流センター聞き取りより)。川崎市中・北部における外国人市民の集住地の欠如も、外国人同士のコミュニティづくりを困難にしている。

川崎市南部では、ふれあい館を通して多様な エスニシティの外国人市民が世代を超えて地域 コミュニティにつながることができているよう に見えるのに対し、川崎市中・北部にあるセン ターの周辺に、目立った集住地があるわけでは ない。センターで定期的に開催される外国人市 民代表者会議についても、以前は卒業生がその 後も地域で活躍したり、NPOをつくり活動を 継続したりする傾向が見られたものの、近年は 個別の活動にとどまっている。たしかに外国人 市民代表者会議の委員の中には、ボランティア 登録をして活動を始めたり、災害時支援の取り 組みに協力してくれたり、イベントや会議に参 加してくれる人がいるものの、たいていは2年 の任期中のみであることが多い(川崎市国際交 流センター聞き取りより)。

川崎市中・北部にあるセンターと南部にある ふれあい館との連携も、研修やフォーラムの開 催などの機会はあるものの、日常的な交流とい う点では限定的である。川崎市がこれまで積み 重ねてきたすでにある制度や、ふれあい館、国 際交流センターといった拠点に集められた情報 を、どうしたら確実に必要な人に、必要な時に 届けることができるのかという点については、 課題が残されている⁽²²⁾。

(3) これまで遺産と新たな試み

2013年に市長に就任した福田紀彦市長は、2期目のマニフェストに「多様性こそ可能性」として、人種・障がい・性別・LGBTsなどあらゆる差別の根絶を目指す施策と条例制定を掲げている。今後、2000年代後半以降の川崎市を、多様性という観点から改めて検討する必要が生じるだろうと思われる。本節では、現在進行形の事柄も含め、2010年代末の現状を素描しておきたい。

差別闘争という点では、活発化するヘイトスピーチに対し、2016年1月に「ヘイトスピーチを許さない「かわさき市民ネットワーク」が設立されている。川崎市も、刑事罰付きのヘイトスピーチ禁止条項案「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を2019年12月12日成立させるなど、応答している。かつての人的・思想的資源の延長での戦いは続いている。

市役所の多文化共生施策においては、2005年 の制定以降、当初予定に従って3年後の2008年 に改定されたまま次の改定が先延ばしになっ ていた「川崎市多文化共生社会推進指針」が、 2015年に改定されている。外国人市民代表者会 議と多文化共生社会推進指針の事務局である人 権・男女共同参画室が、2014~2015年に、1993 ~94年の「川崎市外国籍市民意識実態調査」の 20年後調査を実施し、当時のような複数項目の 提言を残すことは難しいものの、調査を根拠に、 すべての年齢層を含む包括的な観点から、情報 の多言語化と通訳体制の拡充などの4つの「重 点課題」を指針に組み込んでいる(D氏聞き取 りより;川崎市 2015a)。この重点課題は、即 時的な実効性は持たないものの、施策の根拠と して利用可能な状態となっている。

現場の実践では、「多文化」というキーワードでは、一部地域の問題となりがちで、予算化や制度化が難しいことが痛感されるなか、より一般的な社会問題、子ども問題の中に在日外国人問題を含める形での支援が模索されている。移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)等では、意識的に2000年代後半以降の「貧困ムーブメント」に外国籍の問題を盛り込むという戦略が全国的にとられるようになっている(F氏聞き取りより)。ふれあい館でも、生活保護世帯の学習サポート事業の枠で、外国ルーツの子の支援を行ったほか、最近では、「子ども若者の居場所づくり」をキーワードに、外国人や特別支援を必要とする人々も包摂しようとしている(F氏聞き取りより)。

福祉においては、国レベルの地域包括ケアが制度化されるなか(2014年)、川崎市は「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(川崎市 2015b)を策定して(2015年)、区役所ごとに地域みまもり支援センターをつくり(2016年)、高齢者に限らない支援を掲げ始めている。外国人市民や外国ルーツの子の支援もこの枠内に位置づくことが可能となり、担当の保健師や市職員との個人レベルの信頼関係と連携体制の確立も徐々に進みつつあるようだ(F氏聞き取りより)。ふれあい館では、すでにあった幅広い実践を地域包括ケア制度の中に位置づけている(23)。

学校教育においても、国レベルの特別支援教育コーディネーター制度の拡充として、川崎市では2012年度より、担任を持たない専属の教員が多様な「教育的ニーズ」のある児童の教育相談・児童指導と各種コーディネートを担う「児童支援コーディネーター」制度を導入し、2017年度より全市113小学校に配置している。特別支援教育の拡充であり、日本語指導の必要性といった点が主で、人権教育や国際理解教育との

連携等は積極的には行われていないものの、外国ルーツの児童の「ニーズ」も年々把握が進んでいるとのことである(川崎市教育委員会指導課特別支援教育担当聞き取りより)。

川崎市国際交流センターが開館以来取り組ん でいる外国人相談では、2019年7月からは法務 省が推奨するワンストップ型の総合相談窓口の 設置という施策に合わせて、さらにタイ語、ネ パール語、インドネシア語、ベトナム語の相談 員を配置しすぐに対応した⁽²⁴⁾。実際の相談は、 日本語講座や翻訳依頼についての電話やメール での問い合わせが多いものの、センターとして は市内の外国人に、ここに来れば言葉が通じる 人がいると知ってもらうためにも、対面での相 談窓口を継続してきた。子育てや介護などの公 的支援に関する情報は市役所内の各部署と連携 しているほか、健康や家族に関する深刻な問題 については各種の専門機関と連携して対応して いるという(川崎市国際交流センター聞き取り より)。また、外国ルーツの子どもたちに対す る学習支援活動など、「川崎市在日外国人教育 基本方針|および「川崎市多文化共生社会推進 指針」を根拠にセンターの事業として新たに始 めることのできたプログラムがあることも確 認できた(川崎市国際交流センター聞き取りよ ŋ)。

こういった、国レベルの制度変化と連動した、新たな世代の市と実践者たちのしたたかな試みとしなやかな連携体制により、1980年代型とは異なる、地域実践と市民運動と市の関係、保健師、福祉職、教員との連携の道が模索されている。これまでの川崎市の在日外国人施策・運動を語る図式を一度問い直し、このような昨今の実践を把握していくことが重要だろう。

おわりに

川崎市は、「多文化共生の先進地域」と見な

されてきた。1970~1980年代は、社会福祉法人 青丘社と、その周辺に形成された市民団体が、 在日韓国・朝鮮人の差別解消のための要望を市 に提起していった。この時期に、市も市営住宅 入居資格の見直しや児童手当の支給、指紋押捺 拒否者を告発しないとの決定などを行い、目に 見える成果が相次いだ。これらの動きは、全国 の先駆けとなる「川崎市在日外国人教育基本方 針」の制定(1986年) やふれあい館の開設(1988 年)へとつながっていく。たしかにこの流れを 見ると、在日韓国・朝鮮人の差別撤廃を訴える 市民運動が市政を動かした成功物語に見える。

ただし今回の調査を通してわかったのは、それが物語のすべてではないということだった。1969年に桜本保育園が無認可保育園として開館したころも「民族保育」を志す特別な園だったわけではなく、地域の生活困難層が入園対象者だった。この時期に市長を務めたのが、平和問題や外国人問題に対する高い見識をもつ伊藤三郎氏だったという点も特筆に値する。何よりも、川崎が切り拓けば、他市が追従するという世論の後ろ盾をもつ革新市政の時代だったという当時の状況は無視できない。

このような、対立というよりは現実に根ざした市民団体と市政との協力体制の中で、次期の重要政策を準備することになる自治研センターも設立されている(1985年)。「川崎市在日外国人教育基本方針」制定(1986年)とふれあい館の開設(1988年)にしても、学校における民族差別はないとする川教組や校長会の当初の見解を、教育委員会の社会教育担当職員たちが説得し、実現させていった経緯がある。このように見てくると、「多文化共生の先進地域」を成立させていたのは、必ずしも市民による運動だけではなく、青丘社、民闘連、市職労、川教組、民生局、市民局、教育委員会と、それぞれ立場を異にしながらも重なり合う各アクターと人的ネッ

トワークにおける、対立したり協力したりする 相互作用だったことがうかがえる。

ニューカマーが増加し多文化共生が市政とし て掲げられるようになる1990~2000年代前半の 時期はさらに、この協力関係が地方自治・市民 参画を目指す市政の原動力となっている。ふれ あい館の開館当初からすでにニューカマーが増 加しており、ふれあい館でも、また国際交流セ ンター(1994年開館)でも、在日韓国・朝鮮人に 加えてニューカマーや日本国籍をもつ外国ルー ツの人々への支援が必須となる。1989年から市 長に就任した高橋清市長は、子息の高橋進氏を はじめとする有識者を次々と登用し、全国に先 駆けて外国人市民の参政権を実現するべく邁進 する。外国人市民代表者会議の設置(1996年)や、 「川崎市在日外国人教育基本方針」の改定(1998 年)など、在日韓国・朝鮮人の権利問題が市民 参画と多文化共生の理念へと展開していくこの 時期は、市と有識者が高い理想を掲げながら市 政を動かしていたのだと考えられる。

ただし、市政が変わり1990年代の遺産が潰え 新たな課題が見えてくる2000年代後半~現在で は、多文化共生施策の停滞が見られる。何より も、革新市政が終わる。阿部孝夫市長が断行し た行財政改革は、市の職員を対象とする研修の 縮小を招き、ボトムアップ型の政策提案力が失 われた。市政においては短期的な目標が重視さ れ、施策の理念や実効性に対する疑義も指摘さ れるようになる。現在では、川崎がヘイトスピー チのターゲットとなったことをきっかけに、多 文化共生施策の展開というよりもむしろ防御に 回ることを余儀なくされている。このような様 相は、かつて多文化共生施策の推進を動かして いた対抗型運動と市民参画という理念が袋小路 に迷い込んでいることを示しているようにも見 える。

しかし、新しい試みも見られる。ふれあい館

では、子どもや若者の居場所づくりをキーワードに外国人や特別支援を必要とする人々も包摂しようとしている。川崎市国際交流センターにおいても、学習支援など地道な取り組みが行われている。市では、2015年に改定された「川崎市多文化共生社会推進指針」には4つの重点課題が組み込まれた。地域包括ケア制度による福祉と教育との連携や、多様な教育的ニーズのある児童を対象とする児童支援コーディネーター制度の活用も試みられている。このように、現在の川崎では、国の制度変化に合わせて実効性のある支援をしようと、現場に関わる新たな世代の実践者たちが、現実的な多文化共生の地域づくりを展開している(25)。今後は、これらの動きを、さらに検証していく必要があるだろう。

注

- (1) 貴重なお時間をいただいた皆様に心より御礼 申し上げます。なお本論文における聞き取り 調査にもとづく記述や表現に関する責任はす べて執筆者が負うことを明記します。
- (2) 川崎市内には2019年6月時点で全43,969人の外国籍住民が居住している。その内訳は、南から川崎区約37.1%、幸区12.2%、中原区13.6%、高津区11.3%、宮前区8.2%、多摩区11.0%、麻生区6.4%と、南北差が確かに見られる(川崎市ホームページ外国人国籍地域別統計(オープンデータ)令和元年度分、http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000107150.html, 2019/9/11アクセス)。
- (3) この動きに対し、一世たちは「どうせ勝てない」 という自暴自棄ムードであったという(A氏聞 き取りより)。
- (4) 学校での本名宣言などの動きは、全国的な潮流である。日本が学歴社会化するなかで、国籍問題による就職困難に起因する在日韓国・朝鮮人生徒の「荒れ」に対する教育現場の応答という側面があったと考えられる(倉石2001)。なお、川崎市の在日韓国・朝鮮人運動は、主として共産党系のアクターによって展開された公害運動とも距離があったという複数の証言があった。

- (5) 長洲県知事は、1981年6月に「騒然たる教育 論議 | を提唱し銘打って、住民参加型の論議 を県内各地で開催していく。川崎市もその流 れに乗り、川教組は1983年10月に川崎の教育 を考える専門委員会を発足し、「下からの教 育改革 | を掲げるようになる。市は、市長発 案で1984年から2か年の、学校区ごとの地域 集会組織を持つ「川崎の教育を考える市民会 議 | と有識者による「川崎市教育懇談会 | (会 長碓井正久東大教授)とを両輪とする「川崎市 教育推進事業」を展開する。これらの動きは、 1990年代に川崎市地域教育会議へとつながっ ていく。これらの経緯については、元川教組 委員長の森山定雄氏による記録(森山 1993)や 川崎市教育委員会編(1998:49-51)、長橋(2002) などを参照のこと。このようなしばしば肯定 的にとりあげられるこの時期の市民参加型教 育行政の説明に、川崎市在日外国人教育基本 方針を含む外国人問題は一切出てこない。
- (6) ただし、川崎市全域を見たとき、この方針の 教育現場への影響力がどこまであったかは別 の問題である。在日韓国・朝鮮人の少ない北 部など、「あまりと言っていいほど影響がな かった」(G氏聞き取りより)と語られる。
- (7) 長洲県知事の「騒然たる教育論議」を受けて、 県下40小中学校を2か年の実践校としたもの。
- (8) なお、民間委託であることは、公民館(市民館) 直営闘争をしていた市職労にとっては、経緯 を踏まえた「妥協」であったという(E氏聞き 取りより)。
- (9) そもそも、開館当初の識字学級に在日一世は 現れず、ニューカマーばかりであったと記録 されている(川崎市ふれあい館・桜本文化セン ター編 2018:141)。
- (10) 「24項目の検討課題」の具体的内容については 加藤(2006:173)参照。
- (11) 条例設置としたのは、革新市政がいつか終わるときをにらんでのことだという(E氏聞き取りより)。例えば東京都の場合は要綱設置であったため、石原都知事時代に一存で廃止されている。
- (12) 公募で、書類選考と面接を経て代表が選ばれる。第12期(2018、2019年度)までは、26人の代表者のうち、10議席は1000人以上の住民のいる国籍に比例配分し、16議席は出身地域で振り分けていた(川崎市市民文化局人権・男女

- 共同参画室聞き取りより)。第13期以降は変更 の見込みである(「川崎市外国人市民代表者会 議選任要綱|第3条)。
- (13) このような特殊な会議体が実現したのは、直接的には、1994年2月に川崎市が主催した「地方新時代」市町村シンポジウムの分科会「外国人市民との共生の街づくり」で、パネリストの一人であった仲井斌成蹊大教授(当時)がドイツ・フランクフルト市の「外国人地域代表会議」を紹介したことに端を発する(加藤2006:180:川崎市市民文化局人権・男女共同参画室聞き取りより)。委員会で検討し、欧州の複数都市への視察を経て実施にこぎつけたという。このシンポジウムからは、川崎市子どもの権利条例や人権オンブズパーソン制度(ともに2000年)も生まれており、「政策の苗床」だったと回顧されている(「高橋市政が川崎に残したもの」編纂委員会編2017:45)。
- (14) 「1996年に設置された『川崎市外国人市民代表者会議』は、このような [1979年国際人権規約、1982年難民条約の批准等が構成する国際人権レジームに見られる = 引用者補足] 国際的潮流と、川崎という地域社会から起こりつつあった内側からの変化が合流し生み出された」(加藤 2006:180)。
- (15) 神奈川県の国際交流および外国人市民を支援する施設「地球市民かながわプラザ(あーすぷらざ)」は1998年に開館しているが、外国人市民を対象とする生活、法律、教育相談窓口が設置されたのは2006年以降である(神奈川県立地球市民かながわプラザ聞き取りより)。川崎市国際交流センターが開館当時から、他の施設と比べて比較的早い段階で、体系的な日本語講座だけではなく対面式の相談窓口という充実した事業を展開した理由については、1990年24項目の検討課題14)外国籍市民を含めた社会教育事業の拡充、および15)外国人市民相談窓口の拡充が影響していると考えられるが、今回の聞き取り調査等からだけでは裏付けがとれなかった。
- (16) 外国人市民との多文化共生問題とは別に、宮前区では、帰国子女問題から、1990年に小倉敬子氏がLET'S(正式名称:国際ボランティア交流会)を立ち上げて、外国人施策のハブの1つになっている(川崎市国際交流センター聞き取りより;「高橋市政が川崎に残したもの」編

- 纂委員会編 2017:150)。
- (17) 川崎市の識字・日本語学習活動の歴史は、 1978年青丘社が実施した「識字学級」に遡る といわれる(川崎市地域日本語教育推進協議 会・川崎市教育委員会 2003)。
- (18) 「そもそも外国人参政権は当事者による権利要求の結果として勝ち取られるものというよりは、『移民の政治統合』の一環として為政者のイニシアティブにより実現する性格が強い」(樋口直人 2017:123)。
- (19) 川崎市ホームページ外国人国籍地域別統計 (オープンデータ)令和元年度分、http://www. city.kawasaki.jp/250/page/0000107150.html, 2019/9/11アクセス。
- (20) 詳細は次年度に予定されている中京調査班の報告を待ちたい。
- (21) 現在、川崎市国際交流センターの事業は、情報収集・提供事業、出版事業、日本語講座、国際理解講座、ボランティア育成講座を含む研修事業、国際交流促進事業、そして外国人相談事業である。
- (22) センターにおける日本語講座自体、ボランティ ア講師になる資格や研修のハードルの高さか ら、またボランティア講師自身や家族の高齢 化等の理由から、なり手不足に直面している (川崎市国際交流センター聞き取りより)。
- (23) 川崎市ふれあい館・桜本文化センター(2018: 213)の青丘社組織図を参照されたい。
- (24) 川崎市国際交流センターホームページ https://www.kian.or.jp/, 2019/9/11アクセス。
- (25) 本論文の主な執筆分担は、元森がはじめに、1、2(1)、(2)、(3)、(4)、3(1)、(2)、(3)、(5)、4(1)、(3)前半、坂口が3(4)、4(2)、(3)後半、おわりにである。ただし、互いの草稿をもとに相互に加筆修正を加えている。

【参考文献】

- 裵重度 2007「在日運動と『共生』の文化―川崎市 ふれあい館の経験から」『社会文化研究』9: 10-17
- 原千代子 2018「在日コリアンの人権保障から多文 化共生の地域づくりへ―『社会福祉法人青丘 社』の取り組み」『都市問題』109(9): 27-33.
- 樋口直人 2000「対抗と協力―市政決定メカニズム のなかで」宮島喬編著『外国人市民と政治参加』 有信堂, pp.20-38.

- 樋口直人 2017「外国人参政権の未来」『エトラン デュテ』1:117-133.
- 樋口雄一 2000「川崎市おおひん地区朝鮮人の生活 状況― 一九五五年前後を中心に」『海峡』20: 60-81.
- 星野修美 2005『自治体の変革と在日コリアン―共 生の施策づくりとその苦悩』明石書店.
- 伊藤長和 2007「川崎市の多文化共生社会の創造」 矢野泉編『多文化共生と生涯学習』明石書店, pp.85-140.
- 加藤恵美 2006「外国人の政治参加―地域社会にみ る権利保障の深化の諸相」打越綾子・内海麻 利編著『川崎市政の研究』敬文堂、pp.155-206.
- 川崎市 2015a「川崎市多文化共生社会推進指針― 共に生きる地域社会をめざして―2015(平成 27)年10月〈改訂版〉|.
- 川崎市 2015b「川崎市地域包括ケアシステム推進 ビジョン」.
- 川崎市地域日本語教育推進協議会・川崎市教育委 員会 2003「川崎市識字・日本語学習活動の指 針」
- 川崎市ふれあい館・桜本文化センター 編・発 行 2018『だれもが力いっぱい生きていく ために一川崎市ふれあい館30年事業報告書 ('88~'17)』.
- 川崎市外国人教育検討委員会(発行年不明)「川崎市外国人教育検討委員会(約2年間の活動から)1996年8月~1998年7月」(資料集).
- 川崎市教育委員会 1986「川崎市在日外国人教育方針―主として在日韓国・朝鮮人教育」.
- 川崎市教育委員会 1998「川崎市在日外国人教育方 針一多文化共生の社会をめざして」.
- 川崎市教職員組合編・発行 1998『川教組50年の歩 ム |
- 川崎市総合教育センター 2017『かわさき外国人教育推進資料Q&Aともに生きる~多文化共生の社会をめざして~(18版)』川崎市教育委員化事務局.
- 加山弾 2007「都市の在日外国人コミュニティをめ ぐる地域福祉課題についての考察(I)―川崎 市における事例をもとに」『東洋大社会学部紀 要』45:109-122.
- 金兌恩 2012 「公教育における在日韓国・朝鮮人の 民族教育と多文化共生教育の相互作用―京都・ 大阪・川崎の事例から」(京都大学大学院文学 研究科博士学位論文).

- 金侖貞 2003「在日外国人の学習権保障と地方自治体の役割―川崎市「ふれあい館」設立要求運動を中心として」東京大学大学院教育学研究科紀要」43:365-372.
- 金侖貞 2005「地域から創り上げる多文化共生教育の理念―「川崎市在日外国人教育基本方針」制定過程を中心として」『グローバリゼーションと社会教育・生涯教育(日本の社会教育第49集)』東洋館出版社, pp.76-87.
- 小宮山健治 1998「多文化共生の社会をめざして― 川崎市外国人教育基本方針の改定に当たって」 『自治体国際フォーラム』108:26-28.
- 倉石一郎 2001「マイノリティ教育における〈包摂〉 原理の再検討:1970年前後の大阪市における 在日朝鮮人教育をめぐる『言説の交代劇』から」 『教育社会学研究』69:43-63
- マキー智子 2012「公立朝鮮人学校の開設―戦後在 日朝鮮人教育に対する公費支出の一様態」『日 本の教育史学』50:45-57.
- 三国恵子 1999「在日韓国・長戦時の集住に関する研究―川崎南部地域を例として」『人口学研究』 25:70-73
- 三浦知人 2013「地域社会の多文化化実現に向けて 一川崎市ふれあい館の取り組みを通じて―」『社 会福祉研究』118:97-104.
- 森山定雄 1993『生涯学習と地域教育改革』エイデ ル研究所.
- 長橋彰 2002「教育参加制度の研究―川崎市におけ る教育参加の事例」『現代教育文化研究』25:

113-230

- 中野裕二 2007「川崎市外国人市民代表者会議の10 年―議事録から読み取れること―」『駒澤法学』 7(1):39-65.
- 岡田一郎 2016 『革新自治体―熱狂と挫折に何を学 ぶか』中公新書.
- 高橋満ほか 1996「在日韓国・朝鮮人の地域教育運動と社会教育―川崎市「ふれあい館」設立過程の事例」『東北大学教育学部研究年報』44:65-94
- 「高橋市政が川崎に遺したもの」編纂委員会編 2017 『高橋市政が川崎に遺したもの/1989~2001— バブル崩壊の試練の中で』川崎地方自治研究 センター.
- 塚島順一 2016a「日立闘争を発端とする川崎教会・ 青丘社に集まった市民による民間企業に対す る民族差別撤廃運動」『異文化 論文編』17: 73-102
- 塚島順一 2016b 「川崎市外国人市民代表者会議に至 る過程―日立闘争を共に闘った人々の関与を 中心に」『社会経営ジャーナル』 4:54-62.
- 山田貴夫 2010「外国籍住民と地方自治体―ともに 生きる地域をめざして」五十嵐暁郎ほか編『地 方自治体の安全保障』明石書店, pp.150-187.
- 矢野泉 2007『多文化共生と生涯学習』明石書店.
- 脇阪紀行 2016「「共生」の源流を訪ねて一在日コ リアンの社会運動と実践から」『未来共生学』3: 89-107.